

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)  
交付要綱  
(インフラ整備事業(国土交通省所管国営公園等事業))

令和7年4月1日  
国都公景第290号

国土交通事務次官

## 第1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号、府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 交付金の交付対象

### 1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表のとおりとする。

### 2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体等(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。

### 3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

## 第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事

業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

#### 第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

#### 第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表の国の負担割合に掲げる割合

#### 第6 単年度交付額

##### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

##### 2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額(第7に規定する引上額を含む。)すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

##### 3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交

付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

## 第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 258 号)第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

また、交付金を充てて実施する事業であって、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和 57 年法律第 85 号。以下「北特法」という。)第2条第2項に規定する北方領土隣接地域の地方公共団体が行う北特法第7条の規定に基づく特定事業については、北特法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条及び北特法第7条の2第 4 項に規定する財政力指数並びに、負担特例法第3条第1項及び北特法第7条の2第 1 項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度のものをを用いることとする。

## 第8 指導監督交付金

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費(工事雑費を除く。)と別に、指導監督交付金(都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。)を交付することができる。

## 第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない

ものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

#### 第 11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

#### 第 12 遂行状況報告

事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

#### 第 13 実績報告

1 適正化法第14条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。

2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月10日までとすることができる。

#### 第 14 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第13の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

#### 第 15 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

#### 附 則

1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種別	事業	要件、率
国 営 公 園 等 事 業	(1)社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業交付要綱(令和4年4月11日付け国都公景第4号都市局長通知)第1条から第3条までの規定を準用する。
社 会 資 本 総 合 整 備 事 業	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	(2)都市公園・緑地等事業 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知)附属第Ⅰ編イ-12、附属第Ⅱ編イ-12及び附属第Ⅲ編イ-12の規定を準用する。(ただし、附属第Ⅱ編イ-12—(5)2.Ⅰ及び附属第Ⅲ編イ-12—(5)Ⅰに係る規定を除く。)
	防 災 ・ 安 全 交 付 金	(3)都市公園・緑地等事業 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ-12、附属第Ⅱ編ロ-12及び附属第Ⅲ編ロ-12の規定を準用する。(ただし、附属第Ⅱ編ロ-12—(5)2.Ⅰ及び附属第Ⅲ編ロ-12—(5)Ⅰに係る規定を除く。)
	イ 関連社会資本整備事業 ロ 効果促進事業 ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業	(4)関連事業 要件については、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号の規定を準用する。この場合において、「基幹事業と一体」とあるのは「交付要綱別表(2)又は(3)の事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「交付要綱別表(2)又は(3)の事業に」と読み替えるものとする。 国費の算定方法については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章の規定を準用する。

注1:社会資本整備総合交付金交付要綱を準用する場合において、「社会資本総合整備計画」とあるのは「認定された地域再生計画又は実施計画」と読み替えるものとする。

注2:事業主体は認定地方公共団体に限る。(間接補助の場合を除く。)